

高萩北地区 4 回学校運営協議会会議録

本高萩北地区第 4 回学校運営協議会の会議結果は、次の通りです。

日 時	令和 6 年 1 月 2 5 日 (金)
場 所	高萩北公民館
出 席 者	杉山博行、小泉敬子、谷古宇裕子、嶋田洋美、新 晴美 松田征彦、土屋礼子、斉藤 弘、高沢次男、湯本考一、 橋本泰伸、島津芳久、阿部武晴、岡村未来、川北 洋、 初野聡子、小坂井啓二
欠 席 者	
審 議 事 項 及び決定事項等	1 令和 5 年度学校評価について 2 令和 6 年度当初人事について 3 北小見守り隊現状と今後のあり方 4 健全育成の会の協働活動組織編入について
会 議 資 料	1 高萩北小学校学校だより (11 月、12 月、1 月) 2 令和 5 年度学校自己評価システムシート 3 令和 6 年度教職員の所要数について 4 PTA 組織の再編について 5 旭ヶ丘松の台土地区画整理事業土木工事による道路整備等のお知らせ
会 議 の 経 過	1 挨拶 日高市教育委員会 小坂井指導幹 ・能登半島地震について ・地区の発表があった。日高市は学校運営協議会が進んでいる。他市町村は遅れているようである。 2 近況報告 高萩北小学校 2 学期前半はコロナ、後半はインフルエンザが流行。 なかよし運動会は市内の運動会に出るはずが、コロナで学級閉鎖になり、校内でのなかよし運動会となった。授業参観もインフルエンザで中止になってしまった。学校閉鎖

にもなった。

年末に大谷翔平のグローブが届き、3学期になり子供たちに紹介をした。全員の生徒に11日～19日にかけて、各クラスで順番で全員に触ってもらった。休んだ生徒にも登校したら触ってもらっている。

土地区画整理事業について、見守りをしてくださっている方への連絡会を行った。通学路が変更になった際に配信メールで連絡できるよう登録手続きをしてもらった。

新型コロナの生徒が増えてきている。熱が出て早退している生徒もいる。

今後の予定は学校だよりで、HPも生徒の様子を載せている。

高萩北中学校

3年生は入試が始まった。私立の発表が始まっている。

2月に入ると県立高校の出願が始まる。特別支援学校の入試も始まる。

1・2年生は3年生を送る会の準備が始まっている。

埼玉県住み心地良いまち大賞で篠原さんが埼玉県教育長賞を受賞した。

ホンダ技研の陸上部のアドバイザーから卒業講話をもらう。

3 協議

(1) 令和5年度学校評価について

☆中学校

「生徒に家庭学習の習慣が身につくような指導をしている」のパーセンテージが低い。

家庭学習は指導はしているが、難しいと教職員は思っている。家庭からの評価も低い。

☆小学校

大きく数値が上がったところは「6」の項目。小学校は後日送付する。

質問：家庭学習は内容は決まっていたのか。

→昨年度、内容は自由で1日1ページの家庭学習を課題

として生徒に課していたが、成果を感じることができず、今年度は学校全体の取り組みとしての課題は行っていない。

意見：小中一貫について、北小中は離れているから小中一貫の難しい問題が出てくる。

(2) 令和6年度当初人事について

☆小学校

児童の見込み数については、新1年生は64人で2クラスになる。

教員数は加配7人を希望。通級が3人になるかも。

4年生以上で算数を少人数指導にしたい。

通級教室を3クラスにしたい。

質問：北小として力を入れたいのが算数なのか。

→高学年の負担を減らすために加配の制度がある。数学の免許を持っている教員がいるので、授業をしてもらっている。

質問：通級とは。

→所属は普通学級だが、希望があれば、通級教室で個別に学習している。31名の生徒が通っている。マンツーマンで指導。コミュニケーションの授業などを行っている。

日本語指導もウクライナ語を話す生徒とスペイン語を話す生徒がいて日本語の指導している。

☆中学校

来年度は3年生は最後の4学級になりそう。特別支援学級は再来年は3クラスになるかも。教諭19名、加配が付けば20名になるかも。少人数加配は数学で申請。体育も選択できるように少人数。生徒指導担当も来年も変わらず小学校へ。

質問：小学校の先生は中学校へ行かないのか。

→免許があれば中学校でも教えられるが、小学校の先生は担当授業時間数が多い。中学校も担当授業時数に比較的ゆとりのある先生に小学校に行ってもらっている。

(3) 北小見守り隊現状と今後のあり方について

連絡会を行った。14名が参加。地域の方からの意見をもらった。工事関係での通学路の変更の伝えるために配信メール登録をしてもらった。3月までに全員登録を済ませたい。

下校時は見守り隊の見守る場所を固定化していく。4月から新体制ですすめていきたい。

会員数は朝は7名、午後は30名（2名新加入したがやめる人も多い）

平均年齢が高くなった。メンバーを増やしたいがむずかしい。

意見：自分の家のまわりだけでも良いと話をしているが、なかなか難しい。

小坂井氏：他地区はPTAが行っているところもある。

→北地区は見守り隊におんぶにだっこになっている。

意見：変質者の情報もメールで配信してほしい。

→地域懇談会で危ない箇所の情報を共有していた。

意見：警察署に北地区のあぶないところの地図を提出した。

カーブミラーも直してくれることになった。

見守り隊が表彰されることになった。「かわせみ賞」

（4）健全育成の会の協働活動組織編入について

高沢：青少年健全育成の会は市から予算をもらっている。

昨年高麗は地域学校協働本部が立ち上げされ、お金をもらえる事になった。

地域学校協働本部は保険がきくので移行したい。

4 その他

（1）小中卒業式、入学式の式典挙行内容について

☆小学校 3月22日金曜日

体育館のキャパの問題があり、卒業生、教職員、保護者で、在校生は休み

招待者はコロナ前に戻す。民生委員、見守り隊は代表者

子どもたちの授業確保のため、卒業式の練習の時間を在校生はとらない。

別れの言葉の指導

☆中学校 3月15日金曜日

在校生も参加。保護者も参加。

来賓は、体育祭と同じメンバー。内容はコンパクトにまとめながらも通常に近い形にもどす。

入学式は小学1年生と被っている人がいないか調べている。

(2) 小中一貫の進捗状況について

職員の研修は1月15日に行った。小学校の5時間目の授業を参観。

一貫教育に向けた話し合い、学力・生徒指導・教育相談・ふるさと科

来年に向けて、できる活動で、一緒にできるものはやっていく。

地域清掃は小学校と一緒にやる。体育着の統一の話。

(3) PTA 組織の再編について

資料参照。

現状と今後の方向性の資料を見て、ご意見いただければ。

意見があれば会長まで。

5 連絡

令和6年度の委員について。

島津：公募委員を市で募集している。その他は校長推薦。

令和6・7年と続けてやってもらいたい。

継続してやっていただきたい。

湯本館長：区画整理の説明

今後は回覧で資料がでます。

水道工事が行われる。

次回は北公民館 2月29日木曜日15:00～

日高市学校運営協議会規則

(設置)

第1条 日高市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項ただし書の規定に基づき、日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号）に規定する小学校及び中学校における相互連携その他の運営並びに当該運営への必要な支援に関して協議するため、別表左欄に掲げる小学校及び中学校につき、同表右欄の学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第47条の6第4項から第7項までに規定する事項のほか、前条の設置の目的に係る協議の対象とする小学校及び中学校（以下「対象学校」という。）につき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための必要な支援に関する事。
- (2) 小学校及び中学校において相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行うための必要な支援に関する事。

(法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項)

第3条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標及び学校運営に関する事項
- (2) 学校施設の管理に関する事項

(法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項)

第4条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任及び昇任に関する事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。

(組織)

第5条 一の協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、前項第1号に掲げる者について委員を任命する際は、公募するものとす

る。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 協議会に副会長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第6条の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは、「1年」とする。